

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

目次

(総則)		(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)	
第 1 条	実務指針要領	第 25 条	事業継続基準の確認
第 2 条	共済計理人の確認業務	第 26 条	事業継続基準の計算
第 3 条	意見書の理事会への提出	第 27 条	3 号収支分析の実施
第 3 条の 2	意見書の行政庁への提出	第 28 条	3 号基本シナリオ
第 3 条の 3	意見書の監事への通知	第 29 条	事業継続基準に関する意見書記載事項
第 4 条	監事との協力	第 30 条	過去の 3 号収支分析の結果との比較
第 5 条	実務指針要領の改定	(意見書)	
(法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号の確認)		第 31 条	意見書の記載総論
第 6 条	責任準備金	第 32 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 1 号に関する意見書の記載
第 7 条	責任準備金積立ての確認	第 33 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等に関する意見書の記載
第 8 条	1 号収支分析の実施	第 34 条	法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号に関する意見書の記載
第 9 条	確率論的 1 号収支分析	(附則)	
第 10 条	決定論的 1 号収支分析	附則第 1 条	適用時期
第 11 条	1 号基本シナリオ	附則第 2 条	経過措置
第 12 条	責任準備金に関する意見書記載事項	附則第 3 条	時価会計導入に係る経過措置
第 13 条	過去の 1 号収支分析の結果との比較		
第 14 条	その他		
(法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等の確認)			
第 15 条	公正・衡平な割戻し		
第 16 条	公正・衡平な割戻しの確認		
第 17 条	組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額		
第 18 条	組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース		
第 19 条	健全性維持の確認		
第 20 条	共済事業単位の割戻可能財源の確認		
第 21 条	アセット・シェアと代表契約の選定		
第 22 条	当年度末アセット・シェアの確認		
第 23 条	将来のアセット・シェアの確認		
第 24 条	割戻しに関する意見書記載事項		

平成 19 年 2 月 8 日制定
 平成 22 年 3 月 11 日改正
 平成 25 年 4 月 15 日改正

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

(総則)

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
第1条 (実務指針要領)	1. この「共済事業を行う消費生活協同組合(以下「組合」という。)における共済計理人の実務指針要領(以下「実務指針要領」という。)は、消費生活協同組合法(以下、「法」という。)第50条の11の規定に従い、共済事業を行う組合において選任された共済計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な指針を、 <u>一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会(以下「生協委員会」という。)</u> が実務指針要領として定めたものである。 2. この実務指針要領は、 <u>生協委員会のもとに設置された「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」(以下「実務指針等検討委員会」という。)</u> において、共済の数理の実務として適切と判断されたものである。 3. 共済計理人の確認業務は法令、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号(以下、「告示」という。)及び実務指針原則に基づいて行われることが基本であり、この実務指針要領は当該要領によらない方法に基づく確認業務を妨げるものではない。	1. この「共済事業を行う消費生活協同組合(以下「組合」という。)における共済計理人の実務指針要領(以下「実務指針要領」という。)は、消費生活協同組合法(以下、「法」という。)第50条の11の規定に従い、共済事業を行う組合において選任された共済計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な指針を、 <u>社団法人日本共済協会生活協同組合委員会(以下「生協委員会」という。)</u> が実務指針要領として定めたものである。 2. この実務指針要領は、 <u>生協委員会において設置された、<u>数理の専門家及び学識経験者等を構成員とする「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針委員会」(以下「実務指針委員会」という。)</u></u> において、共済の数理の実務として適切と判断されたものである。 3. 共済計理人の確認業務は法令、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号(以下、「告示」という。)及び実務指針原則に基づいて行われることが基本であり、この実務指針要領は当該要領によらない方法に基づく確認業務を妨げるものではない。	第2項 実務指針等検討委員会運営要領の制定および会議名称の変更に伴い、修正した。
第2条 (共済計理人の確認業務)	共済計理人は、消費生活協同組合法施行規則(以下、「規則」という。)第194条の規定により確認し、その結果を記載した意見書、及びその確認方法などを記載した附属報告書を作成しなければならない。	共済計理人は、消費生活協同組合法施行規則(以下、「規則」という。)第194条の規定により確認し、その結果を記載した意見書、及びその確認方法などを記載した附属報告書を作成しなければならない。	
第3条 (意見書の理事会への提出)	1. 共済計理人は、規則第196条第1項の定めるところにより、決算関係書類の作成後、最初に招集される理事会に、意見書を提出しなければならない。 2. 共済計理人は、意見書を理事会に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、その附属報告書を添付しなければならない。	1. 共済計理人は、規則第196条第1項の定めるところにより、決算関係書類の作成後、最初に招集される理事会に、意見書を提出しなければならない。 2. 共済計理人は、意見書を理事会に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、その附属報告書を添付しなければならない。	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
第3条の2 (意見書の行政庁への提出)	1. 共済計理人は、法第50条の12第2項の規定に基づき、意見書を理事会に提出した後、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。 2. 共済計理人は、意見書の写しを行政庁に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、附属報告書を添付しなければならない。	1. 共済計理人は、法第50条の12第2項の規定に基づき、意見書を理事会に提出した後、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。 2. 共済計理人は、意見書の写しを行政庁に提出するときは、規則第196条第2項の規定に基づき、附属報告書を添付しなければならない。	
第3条の3 (意見書の監事への通知)	共済計理人は、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人をいう。以下同じ。)へ監査を受けるべき決算関係書類が提出された後、遅滞無く、監事に対し、意見書及び附属報告書の内容を通知しなければならない。	共済計理人は、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人をいう。以下同じ。)へ監査を受けるべき決算関係書類が提出された後、遅滞無く、監事に対し、意見書及び附属報告書の内容を通知しなければならない。	
第4条 (監事との協力)	共済計理人は、告示第2条第1号の規定に基づき、監事と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めなければならない。	共済計理人は、告示第2条第1号の規定に基づき、監事と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めなければならない。	
第5条 (実務指針要領の改定)	1. この実務指針要領は、法令・告示等の改正、会計基準の改正、共済数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化などに伴い、随時、必要に応じて改定を行うものとする。 2. 前項の改定は、 <u>実務指針等検討委員会</u> において検討されるものとする。	1. この実務指針要領は、法令・告示等の改正、会計基準の改正、共済数理やコンピューター技術の進歩、共済事業環境の変化などに伴い、随時、必要に応じて改定を行うものとする。 2. 前項の改定は、 <u>実務指針委員会</u> において検討されるものとする。	第2項 会議名称の変更に伴い、修正した。

第6条～第24条は省略

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

(法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号の確認)

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
<p>第 25 条 (事業継続基準の確認)</p>	<p>1. 共済計理人は、法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号及び規則第 193 条の規定に基づき、将来にわたり、共済事業の継続の観点から適正な水準（以下、これを「事業継続基準」という。）を維持することが困難であるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2.</p> <p>① 前項の確認は、規則第 194 条第 3 号及び告示第 9 条の規定に基づき、事業継続基準の確認に関する将来収支分析（以下「3 号収支分析」という。）を行うことにより、将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額を下回るかどうかを確認することにより行う。</p> <p>② 前号中「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、告示第 9 条第 3 項の規定に基づき、3 号収支分析を行った場合の資産（時価評価）から共済リスク相当額及び資産運用リスク相当額として次の算式により計算した額を控除した額をいう。ただし、評価差額金がマイナスの場合は、前段の金額から当該評価差額金に係る繰延税金資産を控除することとする。</p> $\frac{[(R_1)^2 + (R_4)^2]^{1/2} + R_2}{2}$ <p>備考 この算式中の記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>R_1: 一般共済リスク相当額（規程第 4 条の 5 第 1 項第 1 号に定める額をいう。）</p> <p>R_2: 巨大災害リスク相当額（規程第 4 条の 5 第 1 項第 2 号に定める額をいう。）</p> <p>R_4: 資産運用リスク相当額（規則第 166 条の 3 第 3 号に定める額をいう。）</p> <p>③ 第 1 号中「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、告示第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のイとロの合計額をいう。</p> <p>イ. 第 26 条に定める事業継続基準に係る額</p> <p>ロ. 負債の部の合計額から、次に掲げる額の合計額を控</p>	<p>1. 共済計理人は、法第 50 条の 12 第 1 項第 3 号及び規則第 193 条の規定に基づき、将来にわたり、共済事業の継続の観点から適正な水準（以下、これを「事業継続基準」という。）を維持することが困難であるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2.</p> <p>① 前項の確認は、規則第 194 条第 3 号及び告示第 9 条の規定に基づき、事業継続基準の確認に関する将来収支分析（以下「3 号収支分析」という。）を行うことにより、将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額を下回るかどうかを確認することにより行う。</p> <p>② 前号中「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、告示第 9 条第 3 項の規定に基づき、3 号収支分析を行った場合の資産（時価評価）から規則第 166 条の 3 第 3 号に定める資産運用リスク相当額を控除した額をいう。ただし、評価差額金がマイナスの場合は、前段の金額から当該評価差額金に係る繰延税金資産を控除することとする。</p> <p>③ 第 1 号中「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、告示第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のイとロの合計額をいう。</p> <p>イ. 第 26 条に定める事業継続基準に係る額</p> <p>ロ. 負債の部の合計額から、次に掲げる額の合計額を控</p>	<p>告示改正に伴い、3 号収支分析における資産の額の控除額として、現行の資産運用リスク相当額に加えて共済リスク相当額を含める。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』（改正案）	『実務指針要領』（現行）	備考
	除した額 (1) 責任準備金 (2) 価格変動準備金 (3) 割戻準備金未割当額 (4) 評価差額金に係る繰延税金負債	除した額 (1) 責任準備金 (2) 価格変動準備金 (3) 割戻準備金未割当額 (4) 評価差額金に係る繰延税金負債	
第 26 条 (事業継続基準の計算)	事業継続基準に係る額とは、告示第 9 条第 4 項第 1 項の規定に基づき、それぞれの共済契約について、契約初年度に係る費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法により計算した責任準備金の額から異常危険準備金を控除した額（以下、「全期チルメル式責任準備金」という。）と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算したものの合計額とする。ただし、影響が軽微であると判断される場合には、それぞれの共済契約ごとに、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算するのではなく、共済の数理上妥当な範囲でまとめられた共済契約の群団ごとに計算することができる。	事業継続基準に係る額とは、告示第 9 条第 4 項第 1 項の規定に基づき、それぞれの共済契約について、契約初年度に係る費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法により計算した責任準備金の額から異常危険準備金を控除した額（以下、「全期チルメル式責任準備金」という。）と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算したものの合計額とする。ただし、影響が軽微であると判断される場合には、それぞれの共済契約ごとに、全期チルメル式責任準備金と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算するのではなく、共済の数理上妥当な範囲でまとめられた共済契約の群団ごとに計算することができる。	
第 27 条 (3 号収支分析の実施)	1. 3 号収支分析は、告示第 10 条の規定に基づき、毎事業年度行うものとし、3 号収支分析の対象とする期間（以下、「3 号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも 10 年間とする。 2. 共済計理人は、告示第 12 条第 1 項の規定に基づき、3 号収支分析の結果、3 号分析期間の期初以降の 5 年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額を上回ることを確認する。 イ. 第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる額 ロ. 第 25 条第 2 項第 3 号に掲げる額 3. 共済計理人は、告示第 9 条第 5 項の規定により、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、3 号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。	1. 3 号収支分析は、告示第 10 条の規定に基づき、毎事業年度行うものとし、3 号収支分析の対象とする期間（以下、「3 号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも 10 年間とする。 2. 共済計理人は、告示第 12 条第 1 項の規定に基づき、3 号収支分析の結果、3 号分析期間の期初以降の 5 年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額を上回ることを確認する。 イ. 第 25 条第 2 項第 2 号に掲げる額 ロ. 第 25 条第 2 項第 3 号に掲げる額 3. 共済計理人は、告示第 9 条第 5 項の規定により、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、3 号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3 号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。	
第 28 条	1. 3 号収支分析の前提は、告示第 11 条の規定に基づき、以下に	1. 3 号収支分析の前提は、告示第 11 条の規定に基づき、以下に	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』（改正案）	『実務指針要領』（現行）	備考
(3号基本シナリオ)	<p>定める通りとする。</p> <p>① 無リスク利回りは、3号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りが横ばいで推移するものとする。</p> <p>② 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は、変動しないものとする。また、外貨建資産の資産運用収益、新契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金への繰入については、第11条の該当する各号に定める規定を準用する。</p> <p>③ 割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの以外は、原則として、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させることとする。</p> <p>④ 割戻準備金の残高は、原則として、前事業年度決算において繰り入れられた額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの、据置割戻しに付される利息、及び、据置割戻しから引き出される額（共済契約の消滅によるものを含む。）を考慮して、計算することとする。なお、据置割戻しから引き出される額は、その額を資産から減少させることとする。</p> <p>⑤ 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債については、著しい変動の予想されるものを除き、原則として、直近の残高がそのまま推移することとする。</p> <p>2. 共済計理人は、告示第11条第2項の規定に基づき、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときには、前項に定めるシナリオ（「3号基本シナリオ」という。）によらず、他の合理的で客観性のあるシナリオ（このシナリオを「3号任意シナリオ」という。以下同じ。）に基づき、3号収支分析を行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その3号任意シナリオが適切であることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。</p>	<p>定める通りとする。</p> <p>① 無リスク利回りは、3号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りが横ばいで推移するものとする。</p> <p>② 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は、変動しないものとする。また、外貨建資産の資産運用収益、新契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金への繰入については、第11条の該当する各号に定める規定を準用する。</p> <p>③ 割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの以外は、原則として、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させることとする。</p> <p>④ 割戻準備金の残高は、原則として、前事業年度決算において繰り入れられた額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの、据置割戻しに付される利息、及び、据置割戻しから引き出される額（共済契約の消滅によるものを含む。）を考慮して、計算することとする。なお、据置割戻しから引き出される額は、その額を資産から減少させることとする。</p> <p>⑤ 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債については、著しい変動の予想されるものを除き、原則として、直近の残高がそのまま推移することとする。</p> <p>2. 共済計理人は、告示第11条第2項の規定に基づき、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときには、前項に定めるシナリオ（「3号基本シナリオ」という。）によらず、他の合理的で客観性のあるシナリオ（このシナリオを「3号任意シナリオ」という。以下同じ。）に基づき、3号収支分析を行うことができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その3号任意シナリオが適切であることの根拠を、附属報告書に示さなくてはならない。</p>	
第29条（事業継続基準に関する）	<p>1. 共済計理人は、3号収支分析を行った結果、3号分析期間の期初以降の5年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額に不足する（この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。）場合は、告示第12条第2</p>	<p>1. 共済計理人は、3号収支分析を行った結果、3号分析期間の期初以降の5年間のいずれかの事業年度末において、次に定めるイの額が、ロの額に不足する（この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。）場合は、告示第12条第2</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』（改正案）	『実務指針要領』（現行）	備考
<p>る意見書記載事項)</p>	<p>項の規定に基づき、その旨を、意見書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 第25条第2項第2号に定める額 ロ. 第25条第2項第3号に定める額</p> <p>ただし、第1項および前項において、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、3号分析期間を通じた十分な流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 前項の事業継続基準不足相当額は、告示第12条第2項の規定に基づき、3号収支分析における、3号分析期間の期初以降の5年間の各事業年度末に生じた事業継続基準不足相当額の現価の最大値とする。</p> <p>3. 3号収支分析の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、共済計理人は、告示第12条第3項の規定に基づき、以下の事業の運営方針の変更のうち一部又は全部を行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を、意見書に示すことができる。</p> <p>ただし、これらの事業の運営方針の変更は、ただちに行われるものでなくてはならない。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ホ. 今後締結する共済契約における共済掛金の引き上げ ヘ. <u>共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）</u></p> <p>4. 1号収支分析において、責任準備金不足相当額が発生した場合において、追加的な責任準備金の一部又は全部を積み立てず、事業の運営方針の変更により対応するとき、3号収支分析においても、事業継続基準不足相当額が発生し、これも事業の運営方針の変更により対応するときは、その両者の事業の運営方針の変更について、以下の通りとする。</p>	<p>項の規定に基づき、その旨を、意見書に記載しなければならない。</p> <p>イ. 第25条第2項第2号に定める額 ロ. 第25条第2項第3号に定める額</p> <p>ただし、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、3号分析期間を通じた十分な流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 前項の事業継続基準不足相当額は、告示第12条第2項の規定に基づき、3号収支分析における、3号分析期間の期初以降の5年間の各事業年度末に生じた事業継続基準不足相当額の現価の最大値とする。</p> <p>3. 3号収支分析の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、共済計理人は、告示第12条第3項の規定に基づき、以下の事業の運営方針の変更のうち一部又は全部を行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を、意見書に示すことができる。</p> <p>ただし、これらの事業の運営方針の変更は、ただちに行われるものでなくてはならない。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ホ. 今後締結する共済契約における共済掛金の引き上げ</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>4. 1号収支分析において、責任準備金不足相当額が発生した場合において、追加的な責任準備金の一部又は全部を積み立てず、事業の運営方針の変更により対応するとき、3号収支分析においても、事業継続基準不足相当額が発生し、これも事業の運営方針の変更により対応するときは、その両者の事業の運営方針の変更について、以下の通りとする。</p>	<p>告示改正に伴い、保有・出再方針の見直しを追加。</p>

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
	<p>イ. 両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合 事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する</p> <p>ロ. 両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合 原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する</p> <p>5. 第3項に従い、事業の運営方針の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、告示第12条第4項の規定に基づき、意見書には、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなくてはならない。 また、告示第12条第5項の規定に基づき、翌事業年度の意見書に、以下に掲げる内容を記載しなければならない。 イ. 事業の運営方針の変更の実現の状況 ロ. 事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合は、その原因及び今後の対応方針</p> <p>6. 共済計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書又は附属報告書に記載しなくてはならない。</p>	<p>イ. 両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合 事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する</p> <p>ロ. 両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合 原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する</p> <p>5. 第3項に従い、事業の運営方針の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、告示第12条第4項の規定に基づき、意見書には、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなくてはならない。 また、告示第12条第5項の規定に基づき、翌事業年度の意見書に、以下に掲げる内容を記載しなければならない。 イ. 事業の運営方針の変更の実現の状況 ロ. 事業の運営方針の変更の一部又は全部が実現されなかった場合は、その原因及び今後の対応方針</p> <p>6. 共済計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書又は附属報告書に記載しなくてはならない。</p>	
<p>第30条 (過去の3号収支分析の結果との比較)</p>	<p>共済計理人は、第28条又は第29条による3号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>共済計理人は、第28条又は第29条による3号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しなければならない。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

(意見書)

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
<p>第31条 (意見書の記載総論)</p>	<p>1. 意見書には、規則第196条に定めるところにより、以下に掲げるものを記載しなければならない。</p> <p>① 組合の名称及び共済計理人の氏名</p> <p>② 提出年月日</p> <p>③ 規則第195条に定める共済契約に係る責任準備金の積立てに関する事項</p> <p>④ 契約者割戻しに関する事項</p> <p>⑤ 契約者割戻準備金の積立てに関する事項</p> <p>⑥ 規則第193条の規定に基づく確認に関する事項</p> <p>⑦ 前4号に掲げる事項に対する共済計理人の意見</p> <p>2. 確認業務の前提としている仮定が著しく変化した場合、告示第2条第2号の規定に基づき、共済計理人は、記載内容について責任をとり得ない旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>3. データの不足などにより十分な分析ができなかった場合には、共済計理人は、告示第2条第3号の規定に基づき、一定の制約の下で意見を作成した旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>4. その他分析の方法、結果又はその評価に関し重要な内容がある場合は、告示第2条第4号の規定に基づき、意見書又は附属報告書にその内容を記載しなければならない。</p>	<p>1. 意見書には、規則第196条に定めるところにより、以下に掲げるものを記載しなければならない。</p> <p>① 組合の名称及び共済計理人の氏名</p> <p>② 提出年月日</p> <p>③ 規則第195条に定める共済契約に係る責任準備金の積立てに関する事項</p> <p>④ 契約者割戻しに関する事項</p> <p>⑤ 契約者割戻準備金の積立てに関する事項</p> <p>⑥ 規則第193条の規定に基づく確認に関する事項</p> <p>⑦ 前4号に掲げる事項に対する共済計理人の意見</p> <p>2. 確認業務の前提としている仮定が著しく変化した場合、告示第2条第2号の規定に基づき、共済計理人は、記載内容について責任をとり得ない旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>3. データの不足などにより十分な分析ができなかった場合には、共済計理人は、告示第2条第3号の規定に基づき、一定の制約の下で意見を作成した旨、意見書に記載しなければならない。</p> <p>4. その他分析の方法、結果又はその評価に関し重要な内容がある場合は、告示第2条第4号の規定に基づき、意見書又は附属報告書にその内容を記載しなければならない。</p>	
<p>第32条 (法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載)</p>	<p>1. 責任準備金に関する意見書には、以下に掲げるものについて記載しなければならない。</p> <p>① 意見書の対象となる共済契約</p> <p>② 当年度末の責任準備金が規則第179条に規定するところにより、適正に積み立てられているかどうかの確認結果、及び、1号収支分析などの結果に対する意見</p> <p>③ 対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度末の責任準備金の額 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 1号分析期間 1号収支分析の実施区分とその</p>	<p>1. 責任準備金に関する意見書には、以下に掲げるものについて記載しなければならない。</p> <p>① 意見書の対象となる共済契約</p> <p>② 当年度末の責任準備金が規則第179条に規定するところにより、適正に積み立てられているかどうかの確認結果、及び、1号収支分析などの結果に対する意見</p> <p>③ 対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度末の責任準備金の額 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 1号分析期間 1号収支分析の実施区分とその</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』（改正案）	『実務指針要領』（現行）	備考
	<p>理由 データ内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 1号収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提</p> <p>④ 確認結果と考察</p>	<p>理由 データ内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 1号収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提</p> <p>④ 確認結果と考察</p>	
<p>第33条 (法第50 条の12 第1項第 2号等に 関する 意見書 の記載)</p>	<p>1. 割戻しに関する意見書には、以下に掲げるものについて記載 しなければならない。</p> <p>① 意見書の対象となる共済契約</p> <p>② 組合全体の割戻財源、共済事業毎の割戻財源、及びアセ ット・シェアに基づく検証結果に対する意見</p> <p>③ 対策を講じることが必要な場合のその対策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 割戻方式と水準 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 割戻財源確認の実施区分とその理由 データ 内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 確認結果と考察</p>	<p>1. 割戻しに関する意見書には、以下に掲げるものについて記載 しなければならない。</p> <p>① 意見書の対象となる共済契約</p> <p>② 組合全体の割戻財源、共済事業毎の割戻財源、及びアセ ット・シェアに基づく検証結果に対する意見</p> <p>③ 対策を講じることが必要な場合のその対策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 割戻方式と水準 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>② 確認方法と使用データ 確認方法 割戻財源確認の実施区分とその理由 データ 内容 データの提供者又は部門 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 確認結果と考察</p>	
<p>第34条 (法第50 条の12 第1項第 3号に関 する意 見書の 記載)</p>	<p>1. 事業継続基準に関する意見書には、以下に掲げるものについ て記載しなければならない。</p> <p>① 3号収支分析の結果に対する意見</p> <p>② 対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p>	<p>1. 事業継続基準に関する意見書には、以下に掲げるものについ て記載しなければならない。</p> <p>① 3号収支分析の結果に対する意見</p> <p>② 対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、以下の通りとする。</p> <p>① 概要 確認の対象範囲 確認方法 当該年度の特記事項 確認結果 考察</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
	<p>② 確認方法と使用データ 確認方法 3号分析期間 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 継続基準収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提</p> <p>④ 確認結果と考察</p>	<p>② 確認方法と使用データ 確認方法 3号分析期間 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 告示に準拠している場合は準拠している旨、告示及び共 済計理人の実務指針要領に準拠している場合には準拠し ている旨 共済計理人の実務指針要領に準拠しない場合 はその内容と理由</p> <p>③ 継続基準収支分析のシナリオ設定とその前提 設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提</p> <p>④ 確認結果と考察</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」 新旧対照表

(附則)

項目	『実務指針要領』(改正案)	『実務指針要領』(現行)	備考
附則第1条 (適用時期)	<p>1. この実務指針要領は平成18年度の決算から適用される。</p> <p>2. 平成22年3月の改正は平成21年4月1日以降に開始する事業年度の決算から適用される。</p> <p>3. 平成25年4月の改正は平成25年3月31日以降に終了する事業年度の決算から適用される。</p>	<p>この実務指針要領は平成18年度の決算から適用される。</p> <p>平成22年3月の改正は平成21年4月1日以降に開始する事業年度の決算から適用される。</p>	<p>本改正の適用時期を追加した。</p>
附則第2条 (経過措置)	<p>当分の間、第8条、第16条、第27条の規定に従い将来収支分析、ネット・アセット・シェア及び割戻可能財源等の計算を行う際には、期中の数値に基づく推定値の使用、平均ポートフォリオ方式などの簡便な方法による代替などを認める。</p>	<p>当分の間、第8条、第16条、第27条の規定に従い将来収支分析、ネット・アセット・シェア及び割戻可能財源等の計算を行う際には、期中の数値に基づく推定値の使用、平均ポートフォリオ方式などの簡便な方法による代替などを認める。</p>	
附則第3条 (時価会計導入に係る経過措置)	<p>「金融商品に関する会計基準」を適用していないことにより、有価証券の保有目的による区分が行われていない場合には、第24条及び第29条において、「満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券」を「円建債券」と読み替える。</p>	<p>「金融商品に関する会計基準」を適用していないことにより、有価証券の保有目的による区分が行われていない場合には、第24条及び第29条において、「満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券」を「円建債券」と読み替える。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

目次	
<p>(総則)</p> <p>第1条 実務指針要領.....</p> <p>第3条の3 意見書の監事への通知.....</p> <p>第4条 監事との協力.....</p> <p>第5条 実務指針要領の改定.....</p> <p style="padding-left: 20px;">(法第50条の12第1項第1号の確認)</p> <p>第6条 責任準備金.....</p> <p>第7条 責任準備金積立の確認.....</p> <p>第8条 1号収支分析の実施.....</p> <p>第9条 確率論的1号収支分析.....</p> <p>第11条 1号基本シナリオ.....</p> <p>第12条 責任準備金に関する意見書記載事項.....</p> <p style="padding-left: 20px;">(法第50条の12第1項第2号等の確認)</p> <p>第15条 公正・衡平な割戻し.....</p> <p>第16条 公正・衡平な割戻しの確認.....</p> <p>第17条 組合の割戻可能財源の確認 翌期割戻所要額.....</p> <p>第18条 組合の割戻可能財源の確認 全件消滅ベース.....</p> <p>第19条 健全性維持の確認.....</p> <p>第20条 共済事業単位の割戻可能財源の確認.....</p> <p>第21条 アセット・シェアと代表契約の選定.....</p> <p>第22条 当年度末アセット・シェアの確認.....</p> <p>第23条 将来のアセット・シェアの確認.....</p> <p>第24条 割戻しに関する意見書記載事項.....</p>	<p style="padding-left: 20px;">(法第50条の12第1項第3号の確認)</p> <p>第25条 事業継続基準の確認.....</p> <p>第26条 事業継続基準の計算.....</p> <p>第27条 3号収支分析の実施.....</p> <p>第28条 3号基本シナリオ.....</p> <p>第29条 事業継続基準に関する意見書記載事項.....</p> <p style="padding-left: 20px;">(意見書)</p> <p>第31条 意見書の記載総論.....</p> <p>第32条 法第50条の12第1項第1号に関する意見書の記載.....</p> <p>第33条 法第50条の12第1項第2号等に関する意見書の記載.....</p> <p>第34条 法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載.....</p>

平成19年 2月 8日制定

平成22年 3月11日改正

平成25年 4月15日改正

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(総則)

項目	「実務指針要領」解説書(改正案)	「実務指針要領」解説書(現行)	備考
<p>第1条 (実務指針要領)</p>	<p>第1項 ① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。 ② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p> <p>第2項 実務指針要領は、生協委員会が、<u>実務指針等検討委員会</u>に依頼して、共済計理人が、法第50条の12第1項に規定された共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、また、共済計理人の確認業務が法令、告示及びこの実務指針要領に基づいて行われた場合、共済生協として、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項 共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>	<p>第1項 ① この実務指針要領解説書は、実務指針要領の解釈について補足的に説明を加えるものである。 ② 実務指針要領及び実務指針要領解説書において、「法第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法第〇条を意味し、「規則第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規則第〇条を意味し、「規程第〇条」とあるのは、消費生活協同組合法施行規程第〇条を意味し、「告示第〇条」とあるのは、平成21年10月15日厚生労働省告示第445号「消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準」第〇条を意味するものとする。また、単に、「〇条」とあるのは、実務指針要領第〇条を意味するものとする。</p> <p>第2項 実務指針要領は、生協委員会が、<u>数理の専門家及び学識経験者等に依頼して</u>、共済計理人が、法第50条の12第1項に規定された共済計理人の確認業務を遂行する際の基準である法令及び告示を前提に、共済計理人としてなすべきと考えられている「その他実務として適切と認められる共済の数理の方法」として示したものであり、また、共済計理人の確認業務が法令、告示及びこの実務指針要領に基づいて行われた場合、共済生協として、共済計理人の職務は果たされたものとする。</p> <p>第3項 共済計理人が、実務指針原則に基づき、自らの判断で確認業務を行うことができる。</p>	<p>第2項 生協委員会のもとに、実務指針等検討委員会が設置されたことに伴い修正。</p>
<p>第3条の3 (意見書の監事への通知)</p>	<p>第3条の3中「監事」には、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人)のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。</p>	<p>第3条の3中「監事」には、監事(会計監査人監査組合(規則第72条第1項に規定する会計監査人監査組合をいう。)にあっては監事及び会計監査人)のほか、会計監査人の委託を受けたコンサルティング・アクチュアリー等を含む。</p>	
<p>第4条 (監事との協力)</p>	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。 ② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知し</p>	<p>① 共済計理人は、意見書及び附属報告書を作成する際に、必要があれば、監事に対して、情報の提供を要請しなければならない。 ② 共済計理人は、監事に意見書及び附属報告書の内容を通知し</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>た後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供について要請があった場合は、すみやかにこれを提供しなければならない。</p>	<p>た後に、監事から当該資料及びこれらに関する情報の提供について要請があった場合は、すみやかにこれを提供しなければならない。</p>	
<p>第5条 (実務指針要領の改定)</p>	<p>共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領改定の必要性の確認を速やかに行う。</p>	<p>共済計理人の確認に関する状況を毎年調査・検証し、この状況を踏まえ、事業環境の変化を勘案して、実務指針要領改定の必要性の確認を速やかに行う。</p>	

第6条～第24条は省略

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(法第50条の12第1項第3号の確認)

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
<p>第25条 (事業継続基準の確認)</p>	<p>第1項 3号収支分析を行なう場合は、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第2項</p> <p>① 事業継続基準が維持できることの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることとの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うものであり、従って、3号収支分析は、1号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらに依らず、一律に定められたものである。</p> <p>③ <u>第25条第2項第2号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」の算出に用いる将来の時点の「共済リスク相当額」の算出は、将来時点の保有契約高や再共済・再保険状況から算出する方法のほか、基準日時点の共済リスク相当額に将来の契約高の変化等から推計して算出する方法とすることができる。なお、契約の変動を考慮する必要性が低い場合には、それらの要素を加味せず基準日時点の共済リスク相当額を用いることもできることとする。</u></p> <p>④ <u>第25条第2項第2号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」は、共済計理人が必要と判断する場合は、告示第9条第5項の規定を適用し、共済リスク及び資産運用リスクに加え、他のリスクに係るリスク相当額も加算して控除する等、第25条第2項第2号に規定する算定方法以外の算定方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、3号収支分析に代えて、別の方法（3号収支分析のうち、第25条第2項第2号の「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」を当該算定方法を用いることにより算定する方法）により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</u></p>	<p>第1項 3号収支分析を行なう場合は、オープン型の将来収支分析を行うこととする。</p> <p>第2項</p> <p>① 事業継続基準が維持できることの確認は、責任準備金が適正に積み立てられていることとの確認とは異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うものであり、従って、3号収支分析は、1号収支分析と異なり、組合全体の資産、負債、資本について行うこととなる。</p> <p>② 適正な責任準備金の水準は、共済事業によって異なる場合があるが、事業継続基準は、これらに依らず、一律に定められたものである。</p>	<p>将来時点の一般共済リスク相当額と巨大災害リスク相当額の算出方法が同一であることまで要求はしていない。</p>
<p>第26条 (事業継</p>	<p>① 第26条の全期チルメル式責任準備金の計算は、以下の通りとする。</p>	<p>① 第26条の全期チルメル式責任準備金の計算は、以下の通りとする。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
続基準 の計算)	<p>イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数</p> <p>ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額</p> <p>ハ. チルメル期間：掛金払込期間</p> <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい確認となるため、事業継続基準に抵触しない場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式により責任準備金を計算しても差し支えない。</p>	<p>イ. 予定死亡率その他の責任準備金の基礎となるべき係数：共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定めた係数</p> <p>ロ. チルメル歩合：新契約締結に係る事業経費等を考慮して、合理的に定めた額</p> <p>ハ. チルメル期間：掛金払込期間</p> <p>② 責任準備金の計算においては、全期チルメル式よりも平準純共済掛金式を採用した方がより厳しい確認となるため、事業継続基準に抵触しない場合、共済計理人の判断により平準純共済掛金式により責任準備金を計算しても差し支えない。</p>	
第27条 (3号収 支分析 の実施)	<p>① 3号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債、及び資本のマッチングを行い、事業継続基準が維持できることを確認する。</p> <p>② 3号収支分析では、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。 ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、当然にクローズド型の将来収支分析が用いられることとなる。</p> <p>③ 3号分析期間は少なくとも10年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い3号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1号収支分析は、共済事業毎に行うこととしているが、3号収支分析は、組合全体について行う。</p>	<p>① 3号収支分析は、設定したシナリオのもとで、将来のキャッシュ・フローを想定することによって、組合全体の資産、負債、及び資本のマッチングを行い、事業継続基準が維持できることを確認する。</p> <p>② 3号収支分析では、すでに締結されている共済契約だけでなく、将来締結される共済契約（推定）も含めて実行する方式（オープン型の将来収支分析）を用いることとする。 ただし、翌年度以降の新契約の募集を行わない組合については、当然にクローズド型の将来収支分析が用いられることとなる。</p> <p>③ 3号分析期間は少なくとも10年であるが、共済計理人は、必要に応じて、より長い3号分析期間を設定することができる。</p> <p>④ 1号収支分析は、共済事業毎に行うこととしているが、3号収支分析は、組合全体について行う。</p>	
第28条 (3号基 本シナ リオ)	<p>第1項第2号、第3号、第4号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第1項第2号 決定論的1号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p> <p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新</p>	<p>第1項第2号、第3号、第4号 割戻金は、契約者割戻金及び利用分量割戻金をいい、割戻準備金は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻準備金をいう。</p> <p>第1項第2号 決定論的1号収支分析は、資産の評価について原価法を適用するものとしたが、3号収支分析は、資産の評価は時価で行う。すなわち、債券については、償還時点に向けて含み損益が変動することを反映しなければならない。</p> <p>第1項第3号 「据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等」とあるのは、据置割戻金として留保されるもの以外に、新規発生の未割当割戻準備金となるものがあるからである。なお、新</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断される場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等を含めて、割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断される場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、直近の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとするのが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に、据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいと見なしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債の中で「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入・取崩を行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。</p> <p>また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時的に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>	<p>規発生の未割当割戻準備金は、プラスの場合とマイナスの場合があるが、マイナスの場合は、割戻準備金の残高の減少要素として扱う。また、割当済未分配割戻準備金（共済掛金月払で割戻相殺契約のもの等において、共済掛金払込期月が未到来であるため、割戻金の一部が未分配となっているもの）については、その影響が大きいと判断される場合は、据置割戻金等の割戻準備金として留保されるもの等を含めて、割戻準備金の残高を計算することとするが、その影響が軽微であると判断される場合には、割当済未分配割戻準備金は発生しない（割戻金は、すべて割戻支払期日に支払われる）こととして、割戻準備金の残高を計算することとする。</p> <p>第1項第3号、第4号 第28条第1項第3号及び第4号に、「原則として」とあるのは、割戻準備金の残高の増減が少ない組合にあっては、第28条第1項第3号及び第4号によらず、直近の割戻準備金残高が、将来にわたり、そのまま推移するものとするのが認められるからである。なお、この場合、割戻準備金繰入額のうち据置割戻金等の割戻準備金として留保されるものの額に、据置割戻しに付される利息の額を加えた額が、据置割戻しから引き出される額に等しいと見なしたこととなる。</p> <p>第1項第5号 責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債の中で「原則として」とあるのは、収支の計算において繰入・取崩を行った負債について、当該繰入・取崩額を残高に反映することができることとするからである。なお、当該繰入・取崩額については、過去の実績等に基づき、合理的に見込まなければならない。</p> <p>また、負債の差異のうち、法令等の変更により臨時的に発生した差異については、法令等に定めるところを下回らない範囲で、経過措置を適用しなければならない。</p>	
<p>第29条 （事業継続基準に関する意見書記載）</p>	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p>	<p>第1項 第29条第1項ただし書の規定を適用するときは、附属報告書に、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損の額を算入しないものとした場合に、事業継続基準不足相当額が解消されていることを、具体的な数値で記載しなければならない。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
事項)	<p>第3項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ……直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ ……ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等</p> <p><u>ヘ. 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再にかかると見直し（実現可能と判断できるものに限る。）</u> ……直近年度の翌事業年度から実施し、3号収支分析期間において維持可能と想定される、出再額の引き上げなど</p> <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率</p>	<p>第3項</p> <p>① 事業の運営方針の変更について、「ただちに行われるものでなくてはならない」とあるのは、以下の通りである。</p> <p>イ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げ ……直近年度から実施する、割戻率の引き下げ（ゼロまで可） なお、割戻率は、契約者割戻し及び利用分量割戻しの割戻率をいう。</p> <p>ロ. 実現可能と判断できる事業経費の抑制 ……直近年度の翌事業年度から実施する、業務効率化の予測に基づいたコストの低減など</p> <p>ハ. 資産運用の方針（ポートフォリオ）の見直し ……直近年度の翌事業年度から実施する、市場性資産の占率の引下げ、直利中心のポートフォリオへの組み替えなど</p> <p>ニ. 共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制 ……直近年度の翌事業年度からの、損失が発生している共済事業又は損失の発生が予想される共済事業の推進抑制又は推進停止など</p> <p>ホ. 今後締結する共済契約における表定掛金の引き上げ ……ただちに実施される、共済事業の種類のうち全部又は一部における予定利率の引き下げ、予定死亡率・予定事業費率の引き上げ等</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 意見書には、事業の運営方針の変更の内容を記載する場合は、その事業の運営方針の内容、数値を具体的に記載すると共に、附属報告書に、その事業の運営方針の変更が実現された場合の効果について、数値を記載しなくてはならない。 例えば、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>の引下げを行う時は、</p> <p>イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて、記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引き下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第4項</p> <p>「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う場合であれば、割戻率引き下げ幅の大きい方を実施するという意味である。</p> <p>また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引き下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引き下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引き下げ）だけを実施することも可とする。</p> <p>第5項</p>	<p>の引下げを行う時は、</p> <p>イ. どの共済事業について、割戻率をどれだけ引き下げるか（意見書に記載）</p> <p>ロ. その結果、事業継続基準不足相当額がどれだけ解消するか（附属報告書に記載）</p> <p>等、具体的な数値を含めて、記載する。</p> <p>また、事業の運営方針の変更を行う旨を意見書に記載する場合は、これを織り込んで、再度、3号収支分析を行うこととなるので、附属報告書には、事業の運営方針の変更を織り込んだ3号収支分析の結果を記載し、この3号収支分析では、事業継続基準不足相当額が解消されていることを示さなくてはならない。</p> <p>③ ただし、利差利回りの低下に相当する利差割戻率等の引き下げを織り込んだことにより、事業継続基準不足相当額が発生しなかった場合については、事業の運営方針の変更とは見做さず、従って、意見書に記載することは必要としない。</p> <p>第4項</p> <p>「両者の事業の運営方針の変更が同様の内容である場合、事業の運営方針の変更の幅が大きい方を実施する」とは、例えば、両者の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げを行う場合であれば、割戻率引き下げ幅の大きい方を実施するという意味である。</p> <p>また、「両者の事業の運営方針の変更が異なる内容である場合、原則として、両方の事業の運営方針の変更を実施する」とは、例えば、一方の事業の運営方針の変更が、共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引き下げであり、他方の事業の運営方針の変更が、実現可能と判断できる事業経費の抑制であった場合であれば、割戻率の引き下げと事業経費の抑制の両方を実施するという意味である。なお、「原則として」とあるのは、一方の事業の運営方針の変更（例えば、割戻率の引き下げ）が、他方の事業の運営方針の変更（例えば、事業経費の抑制）より事業運営改善効果が大きいことを示すことができる場合には、前者の事業の運営方針の変更（割戻率の引き下げ）だけを実施することも可とする。</p> <p>第5項</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなければならない。</p>	<p>「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、その原因は何か」「事業の運営方針の変更が実現されなかった場合、これらの事業の運営方針の変更について、今後、どのように対応するか」を記載する場合は、共済計理人は、組合に対して、これらに関する説明を求め、組合の説明を踏まえた上で、記載しなくてはならない。また、組合に説明を求めたにもかかわらず、組合から、その説明を受けられなかった場合には、その旨を記載しなければならない。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

(意見書)

項目	「実務指針要領」解説書 (改正案)	「実務指針要領」解説書 (現行)	備考
<p>第31条 (意見書の記載総論)</p>	<p>第1項 ① 第31条第1項で規定されている意見書の記載事項のうち第1号、第2号、及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「事業継続基準に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え利用分量割戻しに関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第2項 第31条第2項に規定されている事項については、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(なお、)この意見書は最近の状況(から想定した前提)をもとに作成されたものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>第3項 第31条第3項に規定されている事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(また、)〇〇〇〇の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成されたものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>① ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示す他の文言と重複する文言を省略することが可能である(以下、同じ)。</p> <p>② 「〇〇〇〇の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>	<p>第1項 ① 第31条第1項で規定されている意見書の記載事項のうち第1号、第2号、及び第7号は、「責任準備金に関する意見書」「割戻しに関する意見書」「事業継続基準に関する意見書」を別に作成する場合においては、それぞれに記載しなければならない。</p> <p>② 利用分量割戻しについての確認を実施している場合は、第4号に加え利用分量割戻しに関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第2項 第31条第2項に規定されている事項については、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(なお、)この意見書は最近の状況(から想定した前提)をもとに作成されたものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。」</p> <p>第3項 第31条第3項に規定されている事項については、意見書に記載する必要のある場合には、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 「(また、)〇〇〇〇の情報が不足しているため、この意見書は一部推測に基づき作成されたものであり、この推測が実際と著しく異なる場合には、この限りではありません。」</p> <p>① ここに示す文言は、例示であって、共済計理人の判断によって、必要に応じて、ここに示す以外の内容を付け加えること、文言の表現を変更すること、この解説書に示す他の文言と重複する文言を省略することが可能である(以下、同じ)。</p> <p>② 「〇〇〇〇の情報」とは、例えば、不良債権等に関する情報が考えられる。</p>	
<p>第32条 (法第50条の12第1項第1号に関する意</p>	<p>第1項 責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 (1) 責任準備金の積立が、適正に行われている場合 「法第50条の12第1項に基づく確認を行った結果、平</p>	<p>第1項 責任準備金に関する意見書においては、責任準備金の確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。 (1) 責任準備金の積立が、適正に行われている場合 「法第50条の12第1項に基づく確認を行った結果、平</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
見書の記載)	<p>成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、〇〇〇〇円の不足額が生じておりますが、〇〇年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てない場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しており、〇〇〇〇円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により、責任準備金の不足相当額の積立を全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づく確認を行った結果、平成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、〇〇〇〇（事業運営の方針の変更）を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題ないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立が、不十分である場合 「〇〇共済、〇〇共済、〇〇共済については、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、責任準備金の不足相当額として、〇〇〇〇円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。」</p> <p>(2) 責任準備金不足相当額が発生しており、それに対して追加的な責任準備金を積み立てている場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、〇〇〇〇円の不足額が生じておりますが、〇〇年度末において当該不足額が積み増されており、責任準備金が適正に積み立てられていると思料いたします。」</p> <p>(3) 責任準備金不足相当額が発生しているが、追加的な責任準備金を積み立てない場合 「〇〇共済及び〇〇共済については、現在の責任準備金の積立水準では不足しており、〇〇〇〇円の積み増しを行う必要があると思料いたします。」</p> <p>(4) 事業の運営方針の変更により、責任準備金の不足相当額の積立を全く行わない旨の意見を提出する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づく確認を行った結果、平成〇年〇月〇日に保有するすべての共済契約について、〇〇〇〇（事業運営の方針の変更）を行った場合には、現在の責任準備金の水準で問題ないと思料いたします。」</p> <p>(5) 事業の運営方針の変更を行っても、なお、責任準備金の積立が、不十分である場合 「〇〇共済、〇〇共済、〇〇共済については、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、責任準備金の不足相当額として、〇〇〇〇円を積み立てる必要があると思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 責任準備金が適正に積み立てられていない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により責任準備金の不足相当額に対応する旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
<p>第 33 条 （法第 50 条の 12 第 1 項第 2 号等に関する意見書の記載）</p>	<p>第 1 項 割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれについて、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」 『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業において、割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第 24 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の規定を適用する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に、割戻し水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づ</p>	<p>第 1 項 割戻しに関する意見書においては、契約者割戻し及び利用分量割戻しのそれぞれについて、割戻しの確認の範囲及び確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 問題のない場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における契約者割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」 『実務指針要領』に基づく確認を行った結果、平成〇年度決算における利用分量割戻しが、公正かつ衡平なものであることを確認しました。」</p> <p>(2) 組合全体の割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、資産・負債の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(3) 特定の共済事業において、割戻財源が確保できていない場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済の共済事業について、対応する資産の状況から判断して、割戻水準は過大であると思料いたします。」</p> <p>(4) 第 24 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書の規定を適用する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、『実務指針要領』に定める割戻可能財源に不足が生じておりますが、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、当該割戻額を支出してもなお十分な流動性資産が確保されていることを条件に、割戻し水準は過大ではないと思料いたします。」</p> <p>(5) アセット・シェアに基づく検証の結果、割戻しが適正でないと判断する場合 「平成〇年度決算における契約者割戻し（利用分量割戻し）については、〇〇共済及び〇〇共済について、共済計理人の実務指針要領に従ったアセット・シェアに基づ</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>く検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項 割戻しに関する意見書においては、組合の割戻所要額の確認、共済事業毎の割戻所要額の確認、代表契約のアセット・シェアの確認について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて、記載する必要がある。</p>	<p>く検証を行った結果、公正かつ衡平ではないと思料いたします。」</p> <p>第2項 割戻しに関する意見書においては、組合の割戻所要額の確認、共済事業毎の割戻所要額の確認、代表契約のアセット・シェアの確認について記載しなければならないことから、附属報告書では、それぞれに対応した確認方法、使用データなどについて、記載する必要がある。</p>	
<p>第34条 (法第50条の12第1項第3号に関する意見書の記載)</p>	<p>第1項 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を維持できる場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を維持できない場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った場合には、事業継続基準を維持できる場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持でき</p>	<p>第1項 事業継続基準に関する意見書においては、確認の結果について、例えば、以下に示す文言で意見書に記載することとする。</p> <p>(1) 事業継続基準を維持できる場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移した場合には、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持できることを確認しました。」</p> <p>(2) 事業継続基準を維持できない場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、共済業の継続が困難となる可能性があると思料いたします。」</p> <p>(3) 事業の運営方針の変更を行った場合には、事業継続基準を維持できる場合 「法第50条の12第1項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成21年10月15日厚生労働省告示第445号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移し、かつ、新たな資本調達等の事業の運営方針を実施しなかった場合には、〇〇〇〇（事業の運営方針の変更）を行った上で、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、共済業の継続の観点から適正な水準を維持でき</p>	

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

項目	「実務指針要領」解説書（改正案）	「実務指針要領」解説書（現行）	備考
	<p>るものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第 29 条第 1 項ただし書の規定を適用する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移した場合には、実務指針要領第 29 条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。</p> <p>しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に、共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を維持可能とする旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>るものと思料いたします。」</p> <p>(4) 第 29 条第 1 項ただし書の規定を適用する場合 「法第 50 条の 12 第 1 項に基づき、将来の収支を予測した結果、将来の事業運営環境等が平成 21 年 10 月 15 日厚生労働省告示第 445 号及び『実務指針要領』に定められた前提条件のとおりに移した場合には、実務指針要領第 29 条に定める事業継続基準不足相当額が発生しております。</p> <p>しかし、当該不足相当額は満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損によるものであり、分析期間を通じて十分な流動性資産が確保されることを条件に、共済事業の継続が困難とはならないものと思料いたします。」</p> <p>第 2 項</p> <p>① 事業継続基準が維持できない旨の意見書を提出する場合、及び事業の運営方針の変更により事業継続基準を維持可能とする旨の意見書を提出する場合には、その根拠となるデータなどを、必要に応じて附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>② この実務指針要領に準拠した将来収支分析や、その他の方法による分析を行った場合においては、その分析方法の詳細、使用データ、分析結果、考察などを附属報告書に記載しなければならない。</p>	